

働く人の安心・安全を守り、多様な働き方を実現する

Our Mission

我が国には、約6,500万人の労働者がいます。働く人の立場に立って、安心・安全で、働きがいのある職場環境づくりを支援することで、働く人の生活を豊かにすることが労働基準局の使命です。少子高齢化による労働力人口の減少、技術革新など、労働を取り巻く環境が大きく変化し、働く人の「働き方」に関するニーズも多様化する中、それぞれが多様な働き方を選択でき、その意欲・能力を最大限に発揮できるよう、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現に取り組みます。

部局の所掌分野

適正な労働条件の確保

労働時間や賃金などの労働条件に関する一定の基準を法律で定め、これらが守られるよう取り組んでいます。

労働契約のルール

労働契約に関する基本的なルールを法律で定め、不当な解雇・雇止め・労働条件の引き下げなどから労働者を保護しています。

賃上げに向けた支援

中小企業が賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上や業務改善を行う事業主への相談支援や助成金の支給などを行っています。

安心・安全な職場環境

安心して安全に働くことができる環境をつくるため、職場での事故や過労死の防止、労働者のメンタルヘルス不調の予防、病気の治療と仕事の両立支援などに取り組んでいます。

労災保険制度

仕事や通勤が原因で負傷した場合や病気になった場合、さらには命を落とした場合に必要補償を行っています。

働く人の労働条件を守る

賃金や労働時間などの労働条件は、労働基準法などの法令で一定の基準が定められています。こうした法令を企業が遵守するために重要な役割を担っているのが、都道府県労働局、労働基準監督署及びそこで働く労働基準監督官です。

労働基準監督官は、企業を訪問して、法令の趣旨や内容を事業主に御理解いただき、遵守していただくよう丁寧に説明し、労働基準関係法令違反に対しては速やかな改善を指導しています。さらに、重大又は悪質な事案については、刑事訴訟法に規定される司法警察員として捜査し、検察庁に送検するなどの対応を行っています。

労働基準局では、これらの取組が現場で適切に運用されるよう労働基準監督官などに指示を行い、適正な労働条件が守られ、働く人が安心して暮らせる社会を実現していきます。



労働基準監督官による監督指導

ゼロ災(労働災害ゼロ)の社会を目指して

職場での負傷などが原因で仕事を休まれる方は、年間13万人を超えており、また命を落とされる方は、近年減少傾向にあるものの、未だ年間700人以上となっています。

長時間労働などによる「過労死」や「メンタルヘルス不調」、有害な物質による「職業がん」など、働く現場の安全と健康に関する課題は現場の数だけあります。

また近年では、高齢化を背景として、小売業や社会福祉施設を中心に転倒災害や腰痛の発生件数が増加しているなど、新たな課題も浮上しています。

このような労働災害を防ぎ、働く人の安全と健康を守るため、高齢化、科学技術の進展などの就労環境の変化に対応した施策に取り組んでいます。

また、労働災害が生じたときは、働く人を迅速かつ公正に保護するために必要な労災保険給付を行います。



働く現場における機械の検査

病気を治療しながら働き続けられる社会へ

高齢化や近年の診断技術・治療方法の進歩により、病気を治療しながら仕事をされる方が一層増加することが見込まれます。こうした中で、病気を治療しながら働き続けられる社会を目指して、企業の意識改革や、企業と医療機関の連携の推進など、両立支援体制の整備やその周知に取り組んでいます。



治療と仕事の両立支援

Hot Topics

働き方改革の推進

2018年に働き方改革関連法が成立し、労働基準法に時間外労働の上限規制などの規定を設ける大改正が実現しました。2024年4月には、適用が猶予されていた建設業の労働者、自動車運転者、医師等にも上限規制が適用され、働き方改革関連法による制度改正がすべて施行されました。

また、近年では副業・兼業やテレワークといった多様で柔軟な働き方も広がっており、労働時間の管理や健康確保など、企業も労働者も安心して多様で柔軟な働き方を取り入れられる環境の整備を進める必要があります。

働き方改革は、こうした多様で柔軟な働き方を可能とし、ワーク・ライフ・バランスの実現だけでなく、企業の生産性の向上や将来の人材確保、ひいては日本の経済成長にもつながるものです。

そのため、多様で柔軟な働き方について一定のルールをわかりやすく示すガイドラインの策定や、相談窓口でのサポートや助成金による支援などを通じて長時間労働の削減や有給休暇の取得促進などに取り組んでいます。

なお、働き方改革関連法は検討の時期を迎えており、現在、現場の施行状況等を踏まえた見直しの要否等の検討を進めています。



働き方改革特設サイト

賃金の引上げに向けた取組

賃上げは、労働者への分配だけでなく、さらなる経済成長を生むものであり、労働政策のみならず物価上昇に対応する経済対策としても重要な課題であることから、政府全体で取り組んでいる課題です。労働基準局においても、賃金引上げに関するWebページ(賃金引き上げ特設ページ)を開設し、賃金引上げに関する企業の好取組事例、平均的な賃金額の検索機能及び賃金引上げに向けた支援策を掲載することや、こうした情報を労働基準監督署から企業へ提供すること等、企業における賃金引上げの機運醸成を図っています。

また、最低賃金については、公労使三者構成の最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねによって2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指し、引上げに取り組んでいます。

最低賃金の引上げのためには、特に中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に取り組むことが重要であり、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成しています。



賃金引き上げリーフレット